

電信勞働協約改訂案(昭和二十三、二、九)
電信省

電信大臣(以下甲といふ)と全電信従業員組合(以下乙といふ)とは、次の協約を締結する。

一、甲と乙との關係

第一條 次に示すものを除く甲の従業員は、原則として乙の組合員たるものとする。

甲は、従業員の採用をつき乙の承諾なくは乙との協議を必要としない又乙から除名され若くは脱退した従業員は、そのことを理由としては甲から罷免されない。

一、本省(京都事務所その他これを準ずるものを含む)
係長以上。大臣官房秘書課職員。監察部職員。勞務局勞務課
給與課職員。各部局人事部課係當職員。航空保安部支所長。
電波局観測所長。資材局工場長、技長、倉庫長。國際電氣通信施
設部有線管理所、有線支所、有線中継所、無線送受信所、係長以

上。勞務人事關係擔當職員。船長。

二、遞信局 係長以上。秘書課總關係、監察部、勞務課職員。工場長。
三、現業各局所 局長代理、主事、係長以上。工場局出張所長、中
繼所長。勞務人事關係擔當職員。

四、電氣試驗所 係長以上。出張所長。工場長。勞務人事關係擔當
職員。

五、遞信練習所、母線電信講習所 係長、支所長、分室長、科長以
上。勞務人事關係擔當職員。

六、保險局 係長以上。財務課人事係務係職員。

七、保險支局、貯金支局 係長以上。勞務人事關係擔當職員。

八、遞信病院 施長。副施長。科長。勞務人事關係擔當職員。

第九、診療所、驗疫所 所長。看護長。

第二條 甲は乙が當局内に於ける唯一の團体交渉の相手方と認める。
甲及び乙は、その團体交渉を法律化するため、相互にその組織を確認
し、次の劃分を從い甲側の権限を極めて極尽可能にてのみ交渉を行う

ものとする。

1 大臣　　「とく本部

2 遊信手長　　「と 地方連合會、地圖協議會

3 保険局長、貯金局長、總務局長又は直轄局長と保険協議會、貯金協議會、教育協議會

3 局 所長　　社 支部

第三條　職務交換をたさんとするに、石井、堀新、交渉課題、交渉者員数を事前に打合せら。

第四條　甲及び乙は、徴用料並し油膏料は前回会員であることを理由として差別待遇をしない。

第五條　甲はその従事員が乙の委託によつて組合員の毎月の給與から定期的の組合費を控除してこれを徴収する義務を免除することを認める。

第六條　甲は次の條件により組合員たる従事員が組合事務を専任することを認める。

一、地區協議會以上の役員その他の組合活動のため必要と認められるものはこれを専任者とし、その員数は組合員五百名につき一名の割

合をもつて算出される數とする。

二、専任者の配置については別表によりこれを實施する。(附則第3項第1項)

三、専任者の氏名は次の區分に従い乙側から甲側に對し書面により通告すふこと。

1 本部は大臣　　2 地方連合會、地區協議會は遊信手長等

3 支部は局所長等

4 本人は所長等

四、専任期間中は、賃金は支給しないこと。

五、役員の職位を有する者が専任者である場合はその職位を免すること。

六、専任者が職務外復勤したとき被用者又は從前の地位を確保すること

第七條　組合員の組合活動は、専任交換及び經營協議會に出席する場合を除き勤務時間外實行ねばならない。もし組合の定期大會その他の風

又已むを得ない場合その理由、日付、期間、場所、自歎等を乙より申し出で局所長が審査の支障がないと認めたこれを承認したときは、勤務時間中であつても差支えを以てし前項によく場合で旅行が必要とするときは、局所長に届け出たその許可を否だ場合缺勤とし不就業し差し引当金は支給しない。

第八條 甲は乙が對し勤務の支障を來たるに在りては、勤務所として居舎の一部の使用を認めると乙は、乙が勤務のため居舎を支障を來させまい而してその都度甲の許可を得て居舎の一部を使用することができる。

甲は乙が局所長の定める場所で組合活動を開催する指示をなすことを認め。但し政治活動することとはこの限りでない。

二、給 與

第九條 賃金は労働の価値を確保するための条件を満足して定められ且つ従事員の最低生活を賄う足以足るものでなければならぬ。

甲は、乙と協議して右を基く賃金額を確立する。

第十條 甲は、乙と協議して、甲の金額を負擔する異議金額を確立する。

第十一條 甲は父兄親友は從事員と生活を一にする親族が疾病、婚禮、葬儀、出産、災害など已むを得ない場合に中止して一週間以上断続する場合の費用を充てるため請求したときは、支拂期日まであつても、その日までの賃金を支給する。

三、勤務時間

第十二條 勤務時間は別表の通り定める。(附則類第二)

第十三條 休日は通常休とする外、祝祭日及び祭日を休むとする。但し當日勤務を停止できたい場合は、在勤の日を休むとして別表により休日を變更して交互に與へることができ。(附則類第三)

休職は次のように定める。

一 年次有給休暇

- 1 四月一日現在々職している者、四月一日現在の休職、休務者、未復員者及び缺勤中の者を除く一に對しては二十日。
- 2 四月二日以後に就職した者並びに四月一日現在の休職、休務者未復員及び缺勤中の者に對しては、その者の就職又は復職復務若しくは出勤開始したときから、その年年末迄の月數へ十四日以下は切り捨て、十五日以上は繰上げる一に十二分の二十を乗じて得た日數とし端數は繰上げる。但しその日數が労働基準法第三十九條に定める日數に達しないものに對しては、同條の規定に従ひ算出した日數とする。

3 休暇は事務の繁閑及び本人の事情を考慮の上付與する。

4 業務の都合上當該年度中に與え得なかつた日數のうち労働基準法によつて保障せられる日數を補える部分については年度末に

於て休日勤務をさせたものとし第十七條により處理する。

- 5 生理休暇 屋外勤務、鐵道郵便郵務、郵便區分、貯金保險原簿索出格納事務、電話交換及び電信通信作業に從事する者並びに體質上生理日の就職か著しく困難な女子に限り原則として三日。但し特別の休憩時間及び休憩のための施設その他必要な施設を與えに場合はこの限りでない。
- 6 産前産後休暇 分娩豫定日前六週間に當る日から分娩の日後六週間に當る日迄の期間。

前項第二號及第三號の休暇についてはその間賃金の八割を支給する。

- 7 第十五條 甲は業務上必要あるときは、從事員をして第十二條による所定勤務時間外及び第十三條の休日勤務させることが出来る。但し、女子及び年少者一歳十八才に満たない者一については、等効基準法の制限を超えることはできない。

第十六條 前條による時間外勤務及び休日勤務に對しては次に見る割

増額を支給する。

二、職務上第三勤務時間別

對しては所定勤務時間を超えて勤務させた時間（以下超過勤務時間という）一時間につき本人の給與日額の八分の二〇の割増時間給を支給する。但しその超過勤務時間の内所定勤務時間をも含めて一日拘束九時間を超える部分に對する割増時間給は一時間につき本人の給與日額の八分の二五とする。

三、官舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び廳内の監視

（以下廳舎事務といふ）を不務とする者の時間外勤務に對しては超過勤務時間一時間につき本人の給與日額の八分の二〇の割増時間給を支給する。但しその時間外勤務が二日に亘るときは石の半額を支給する。

四、郵便、電信、電話の現業事務又は電気通信施設建設保守等の現場

作業に從事し且交替制による勤務に服する者の時間外勤務に對しては超過勤務時間一時間につき本人の給與日額の八分の二三の割増時間給を支給する。但しその超過勤務時間が二時間を超えるときはにおいては二時間を超える部分に對する割増時間給は一時間につき本人の給與日額の八分の二五とする。

五、前各號に該當しない者（農場及び漁場に勤務する者並びに住込で廳舎事務を本務とする者を除く）の時間外勤務に對しては超過勤務時間一時間につき本人の給與日額の八分の二五の割増時間給を支給する。

六、休日勤務に對しては一日につき本人の給與日額の十二割五分の割増日當を支給する。

七、休日勤務時間が所定勤務時間を超えるときは、その超過勤務時間に對し前各號による割増時間給をも別に支給する。

第十七條 日直へ所長の命により休日に本務に從事しないでその所

屬の廳において廳舎事務に從事することをいう。又び宿直へ所長の命により所定勤務時間外に本筋に從事しないでその所屬の廳舎に宿泊して廳舎事務に從事することをいう。勤務については前項による割増賃金及び第十八條の夜勤手當を支給しないで次による日直又は宿直手當を支給する。

一、日直手當の額はその勤務一回につき五十圓とこれに勤務地手當の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

二、宿直手當の額はその勤務一回につき四十圓とこれに勤務地手當の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

第十八條 午后十時から午前五時までの間の勤務に對しては一時間につき本人の給與日額の八分の〇、三の夜勤手當を支給する。

第十九條 各號に掛ける専務に取扱し、且つその勤務が午後十時から午前五時までの間である場合に於ては、その該号の勤務について、每十六條割増賃金をも別途支給する。

第二十條 出張中の時間外勤務、休日勤務及び復興勤務に對しては埋葬

事務に直接從事する場合を除くの外は第十六條による割増賃金及第十九條の夜勤手當を支給しない。

第二十一條 第十六條及び第十八條の給與日額の算定は次の掛け算による。
合計月額の二・十五分の一とする。

一、俸給（これに遠距・加班を含む）。

二、前號の俸給に勤務地手當の支給割合を乗じて得た額。

三、僻地手當。

四、職務手當。

第二十二條 従業員が業務上負傷し又は疾病に罹ったときは、全快するまで甲はその費用で療養を施し又は療養に必要な費用を負担する。従業員が前項の療養のため申請せんことをできない場合でも甲は賃金を支給する。

六、災害補償

第二十三條 従業員が業務上負傷し又は疾病に罹ったときは、全快するまで甲はその費用で療養を施し又は療養に必要な費用を負担する。

二十

第二十二條 前條により身體に障害が存する場合に於ては、その障害

程度に應じ別表の障害補償金を支給する。一附屬書類第四一

第二十三條 従業員が業務上死亡した場合に於ける遺族補償及び葬祭料は別表による。一附屬書類第五一

七、人 事

第二十四條 人事の決定権は甲にあり。

本人又は組合に、組合員の人事に關する甲の決定に對して、基礎事實の認定に重大なる誤りがあると認められる場合に限り命令の通知を受けてから一週間以内に不服を申立てることができる。

第二十五條 前條の申立てあつた場合は、その都度甲乙同數の委員を以て構成する委員會を設け基礎事實を調査審議する。

前項の委員會成立後一週間以内に處理し得ない場合は、その上部組織に於て、更に委員會を設け調査審議する。

第二十六條 甲に次の場合の外從業員を解雇しない。

一、本人の希望によるとき。

二、勤務成績著しく悪く、改悛の見込ないと認められるとき。

三、懲戒規定の免官、免職の該當するとき。

四、不具、職疾故障のため勤務をとゞに堪えられなくなつたとき。

八、經營協議會

第二十七條 事業の經營はすべて甲の権限と責任に於て行われ、事業運営の決定権は甲に属する。

甲は労働條件の維持改善を圖り事業能率の增强に資するため乙との間に經營協議會を設置する。經營協議會規約は別に定め。一附屬書類第六一

第二十八條 經營協議會は甲の機関及び乙の組織に應じて中央、地方、局所に設けることができる。

中央經營協議會に於て特に必要と認めた場合は、特別地方經營協議會を設けることができる。

第二十九條 經營協議會の附則に次のようにある。但し下部經營協議會に於いては甲の下部組織の権限内の事項に限る。

一、給與の體すること。

二、勤務時間に就すること。

三、休日、休暇に歸すること。

四、勤務の方法に關すること。

五、作業環境、作業用被服及び作業用具の關すること。

六、作業能率の改善及び増進に關すること。

七、任免及び賞罰の基準に關すること。

八、厚生福利に關すること。

第三十條 甲と乙との間で争議状態發生した場合、經營面談會は甲乙いづれか一方の通告により休會する。

九、厚生福利施設

第三十一條 申は厚生福利施設を増強し、従業員の需要をみたすよう努める。

第三十二條 甲は、年一回以上一交替制による勤務者及び衛生福利係従業者は年二回以上一交替制の健康診斷を實施し、責任ある保健法を指示

する。

第三十三條 申は、従業員五十名以上の施設毎に急救室設を準備し、醫託費及び保健婦を置く。

第三十四條 甲は、従業員の結核治療り療養するため出勤停止を命ぜられたときは三年以内に限りその出勤停止を命ぜられてゐる期間の賃金を支給する。

十、その他

第三十五條 申は職務執行の支障の方に限り、従業員の政治的活動の自由を認める。

第三十六條 申は、従業員が公務としてその地位に歛服しない範圍内で、地方議員、學部委員会の憲これに對する公務につく自由を認めえる。甲は從業員が右によつて公務を遂行するに必要な時間につき便宜を與える。

第三十七條 乙は、準備基準法第二十四條に關し從業員の毎月の賃金から、共濟組合掛金、共濟組合貸付辨済金、通信協會費、遞信協會費、英賃金、保険料、從業員の共同の雜費が控除されることを認める。

第三十八條 甲と乙との間に紛争が生じた場合は、甲乙双方とも平和的解決にあらず努力をなし、勞動委員會の調停に付したる上調停案が示される迄は全體としても部分としても爭議行為は行わない。

附 則

第三十九條 船舶乗務者について本協約によるかない事項は別に定める。

(附屬書類第七)

第四十條 この協約の有效期間は、昭和二十三年四月一日から昭和二十四年三月三十日迄とする。この期間中でも一般經濟情勢の激變その他眞に己むを得ない事情があると認められる場合は、甲乙いづれか一方の通告により變更の協議を行わねばならない。通告のときから三ヶ月を経過しても協議とのむき合ひ、その部分については協約はその效力を失う。

期間滿了一カ月以前に甲乙いづれからも改訂の意思表示がない場合は更に一カ年有效とする。改訂の意思表示があつた場合でも、新協定が成立する迄は上の協約が有效である。但し期間滿了後三カ月を経過してもなお新協定が成立しない場合はこの限りでない。本協約書は、これを三通複製し、甲乙各一通を保管し他の一通は關係官署に届け出るものとする。